

次世代育成支援の拠点施設 くまの・みらい保育園 竣工



↑くまの・みらい保育園の正面玄関

熊野町では、第四次の総合基本計画において「三世代が住みよい緑の生活創造都市・熊野町」を基本理念としたまちづくりを目指しています。その重点施策の一環として、町民の多様なニーズに応え保育サービスの拡充を図る新たな多機能保育所「くまの・みらい保育園」の整備を進めてきました。

この度、関係者や近隣住民の皆さまの御支援と御協力により、無事完成し、平成19年4月から運営開始します。



↑病後児保育の専用保育室



↑0歳児の保育室

どんな保育所?



くまの・みらい保育園は、熊野町の未来を担う次世代育成支援の拠点施設であり、0～5歳の各年齢ごとの保育室や遊戯室に加えて、
①病後児保育、一時保育の専用保育室
②子育て中の保護者に対する相談、情報提供等の支援活動や交流に使用できる子育て交流室
などを備えています。
また、施設の隣接地には、子どもから高齢者まで、安全で快適な憩いの場として「つどいの広場」を併設しています。

施設見学会



次の日程により、町民の方を対象とした、施設見学会を実施します。
どうぞ、気軽にお立ち寄りください。

とき 12月9日(土)・10日(日)
午前9時～午後5時
ところ 熊野町大字神田94番地2
問合せ先 福祉課 児童福祉係
TEL 820-5605

指定管理者



くまの・みらい保育園の運営管理は、指定管理者制度(※1)によって行います。

当施設の事業目的を達成できる事業者に委託できるよう、認可保育所を運営する社会福祉法人の内、一定の要件に該当するものから提案を受け、最速のものから事業者を指定管理者に決定しました。

名称	社会福祉法人 微妙(みみょう)福社会
所在地	広島市南区東雲本町二丁目12-20
設立	昭和47年3月31日
理事長	松尾 龍一
保育所の運営状況	みみょう保育園、第二みみょう保育園、段原みみょう保育園(いずれも広島市南区)

(※1)指定管理者制度
町にわかり、公共施設の管理運営業務全般を行う制度

平成19年度保育所入所申込のご案内

平成19年度(平成19年4月～20年3月)の入所を希望する人(在所児以外)は、次のとおり手続きをしてください。
※在所児については、保育所をとおして別途お知らせします。

問合せ先 福祉課 児童福祉係
TEL 820-5605

町内保育所案内

- ◎延長保育及び病後児保育の利用には、保育料の他に保育保護者負担金が必要です。
- ◎病後児保育は「くまの・みらい保育園」で実施しますが、町内の他保育所に入所している病気の回復期の児童も利用できます。
- ◎一時保育は、保育所に入所していない町内の児童で一時的な保育を希望される方が対象です。利用方法等の詳細については後日広報でお知らせします。

	くまの・みらい保育園	熊野町中央保育園	保育所ひかり学園	初神保育園
定員	150人	90人	150人	60人
保育時間	7:30～18:30			
延長保育	19:30まで	19:00まで		
病後児保育	実施			
一時保育	実施			

入所の対象

熊野町に住所を有し、保護者(同居の祖父母等も含む)が働いているなど、昼間家庭で保育することができないと認められる乳幼児(おおむね6ヵ月以上で小学校就学前まで)に限ります。(日々の通園や集団保育が可能であること。)

入所の決定

- ①状況を聴取して、家庭での保育が困難と認められたとき、保育の必要性が高い乳幼児から入所を決定します。(先着順ではありません。)
 - ②入所の希望の多い保育所・年齢については、保護者の勤務形態等により決定します。
- ※保育所の定員に余裕のない時は、希望の保育所に入所できない場合があります。また、入所基準に満たない場合は入所できません。

申込書の配布

- ・配布場所 各保育所、福祉課
- ・配布開始日 12月11日(月)

申請受付日時と場所

申請には、家庭の状況や入所児童の様子がわかる人がお越しください。

日にち	時間	場所
12月18日(月)～ 1月22日(月)	8:30～ 17:30	福祉課

※年末年始、土日祝日は除きます。
※1月15日(月)・16日(火)は、午後8時まで受け付けます。

◎年度途中で産休・育児休業が満了し、職場復帰予定の方(年度途中の入所希望者)

平成19年度(平成19年4月～20年3月)の間に産休・育休期間が満了し、保育所入所を希望される方も、受付期間内に申請してください。

年度途中で申請されると、入所できない場合があります。